

4下水協中部発第63号
令和5年3月22日

中部地方下水道協会
会 員 各 位

中部地方下水道協会会長
名古屋市上下水道局長 飯田 貢
(公 印 省 略)

第60回中部地方下水道協会 総会の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当協会の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、標記総会を来たる5月24日（水）に別紙日程により、長野県長野市において開催する運びとなりました。

つきましては、ご多端の折、誠に恐縮に存じますが、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。

出席につきましては、別紙ご案内によりご連絡くださいますようお願い申し上げます。

中部地方下水道協会事務局
担当：永井・古川
電話 052-972-3607

第60回中部地方下水道協会 総会開催について

1. 期 日 令和5年5月24日（水）
2. 会 場 THE SAIHOKUKAN HOTEL 本館2階 「グランドボールルーム」
長野県長野市県町528-1
電話 026-235-3333

3. 日 程

受 付 13時00分 ～ 14時00分

開 会 14時00分

- (1) 開会のことば
- (2) 開催地代表あいさつ
- (3) 中部地方下水道協会会長あいさつ
- (4) 来賓祝辞
- (5) 来賓紹介

表彰式

- (1) 功労賞表彰
- (2) 勤続賞表彰
- (3) 受賞者代表あいさつ

報 告 ※ 現在の予定であり、変更となる場合があります

- (1) 国土交通省
- (2) 総務省
- (3) 公益社団法人日本下水道協会

会 議

- (1) 議長推挙
- (2) 会務報告
- (3) 議事 ※ 下記議題以外に議題が追加されることがあります

認定案第1号

令和4年度中部地方下水道協会収支決算

第1号議案

令和5年度中部地方下水道協会事業計画

第2号議案

令和5年度中部地方下水道協会収支予算
第3号議案

中部地方下水道協会細則の一部改正

第4号議案

役員改選

第5号議案

会員提出議題

第6号議案

次回中部地方下水道協会総会開催地の決定

閉会 17時20分

- (1) 中部地方下水道協会会長あいさつ
- (2) 閉会のことば

意見交換会 18時00分 ～ 19時30分

会場 THE SAIHOKUKAN HOTEL 南館2階 「サロン」

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底して実施いたします。

第60回中部地方下水道協会総会

【総会・意見交換会・宿泊のご案内】

●総会参加のご案内

- 日 時：令和5年5月24日(水) 14:00～17:20
- 開催場所：THE SAIHOKUKAN HOTEL 本館2階「グランドボールルーム」
- 住 所：〒380-0838 長野県長野市県町528-1
- T E L：026-235-3333
- 参加費：無料

●意見交換会参加のご案内

- 日 時：令和5年5月24日(水) 18:00～19:30
- 開催場所：THE SAIHOKUKAN HOTEL 南館2階「サロン」
- 住 所：〒380-0838 長野県長野市県町528-1
- T E L：026-235-3333
- 参加費：4,000円
- 取 消 料

意見交換会

取消日	5月22日まで	5月23日～以降又は欠席
取消料	無料	100%(全額返金できません。)

手配等準備の都合上、5月23日(火)以降のキャンセルについては、支払い方法によらずご返金いたしかねます。

●宿泊プラン【手配旅行】

- ・宿泊設定期間：令和5年5月23日(火)、24日(水)
- ・下記料金は、1名様あたりの料金で、1泊朝食・税金・サービス料が含まれています。
- ・宿泊条件：サービス料税金込、お一人当たりの料金。食事条件は下記の<食事>の欄をご覧ください。

ご利用ホテル	部屋タイプ (1名1室利用)	募集 部屋数	利用日	旅行代金 (宿泊プラン)	食事
THE SAIHOKUKAN HOTEL	シングル	40	23日(火)	8,000円	朝食付
	バス・トイレ付	40	24日(水)	8,000円	

- 上記旅行代金(宿泊プラン)は、それぞれのお部屋タイプご利用時のお一人様あたりの料金(税込)です。
- 喫煙の有無につきましては希望として承ります。ご希望に添えない場合もございますのでご了承願います。
- 契約成立順とさせていただきます。売切れの場合、お断りさせていただくことがございます。ご了承ください。
- お食事は不要の場合でも、食事付き特別設定料金のためご返金はできません。
- 個人勘定および、これに伴うサービス料金と諸税は各自ご精算願います。
- 添乗員は同行いたしません。ホテル到着時にフロントにてお名前を確認の上、チェックインをお願いします。
- ご旅行開始日の7日目までに ご宿泊のご案内(確定書面)を交付致します。
- 最少催行人員1名。

●お申込み・お問い合わせ先

アルピコ長野トラベル株式会社

TEL:026-228-1212 FAX:026-223-1790 メールアドレス:yoshizawa.hiroataka@alpico.co.jp

(営業時間 9:00～17:40 日曜・祝日休業)

担当/吉澤(よしざわ)

●お申込み方法について

- 下記の①から③をご確認の上、別紙申込書に必要事項を記入し弊社まで**FAX又はメールにて**お申し込みください。電話でのお申し込みは承りません。「申込書」は、中部地方下水道協会ホームページからもダウンロードできます。
 - ①申込締切後、4月下旬頃に受付内容・振込先を記載した確認書・請求書をお送りいたします。万一、期間を過ぎても届かない場合は、急ぎ当社宛ご一報願います。
 - ②請求書に記載の振込先へ期日までに銀行振込にてお支払いください。振込手数料は各自ご負担いただきますよう、お願い申し上げます。
 - ③**領収書の代わりとなる金融機関発行の振替控とは別に、さらに領収書の発行を希望される方は、あらかじめ申込書にその旨をご記入ください。**事務処理上、当日にお申出の場合、その場でのお渡しはできませんので、ご了承願います。

●お申込締切日

令和5年4月14日(金) 必着

ご登録いただきました個人情報に関しましては、当大会(第60回中部地方下水道協会総会)に関わる目的以外での利用は行いません。個人情報の管理には当社個人情報保護方針に基づき、適切な体制で臨んでおります。FAX到着後の個人情報の管理には十分注意しておりますが、FAXを送信される際はくれぐれも誤送信にご注意ください。

●お申込後の変更・取消

- 変更・取消の場合は正確さを期すため、必ず書面にてご連絡をお願いいたします。なお、申込期限後の変更につきましては出席者名簿の変更・登載等が出来ないことがありますので予めご了承ください。
- お取り消しの場合、1名様につき下記の取消料が適用されますのでご了承ください。
日・祝日受付時間外の変更・取消は翌営業日扱いになりますのでご注意ください。
- お取り消し後のご返金は、取消料ならびに振込手数料の実費を差引き、総会終了後、精算いたします。事務処理上、概ね1ヶ月以内に対応させていただきますので予めご了承ください。

●宿泊プラン取消料について

旅行契約成立後、お客様の都合で、契約を解除されるときは、ご一泊あたり次の金額を申し受けます。複数泊の場合でも旅行開始日が取消料の基準日となります。

取消日	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって		旅行開始日の 前日	当日	旅行開始後 及び 無連絡不参加
	旅行開始日 の10日前まで	旅行開始日の 9日前～2日前 まで			
取消料率	無料	10%	20%	80%	100%

【お申込み・お問い合わせ先】

【旅行企画・実施】

観光庁長官登録旅行業第669号

日本旅行業協会正会員、旅行業公正取引協議会会員

アルピコ長野トラベル株式会社

〒380-0935

長野県長野市中御所5-3-1

総合旅行業務取扱管理者/(岡部 靖広)

担当/吉澤(よしざわ)

営業時間 9:00~17:40 定休日 日曜・祝日

TEL026-228-1212 FAX026-223-1790

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店(営業所)での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点あれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

【その他、総会運営に関することについてのお問い合わせは】

【開催地事務局】

長野市上下水道局総務課内 〔担当:鈴木(すずき)〕

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地 TEL:026-224-5070

【中部地方下水道協会事務局】

名古屋市上下水道局総務部総務課内 〔担当:永井(ながい)・古川(ふるかわ)〕

〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL:052-972-3607

第60回中部地方下水道協会総会会場案内図

○会場:THE SAIHOKUKAN HOTEL

〒380-0838

長野県長野市県町528-1

総 会 : THE SAIHOKUKAN HOTEL 本館2階「グランドボールルーム」

意見交換会 : THE SAIHOKUKAN HOTEL 南館2階「サロン」

TEL :026-235-3333

FAX :026-235-3365



○会場へのアクセス

★貸切の送迎バスをご用意します。

乗り場 : JR 長野駅東口「ユメリアバスパーク」

運行時間: 後日お知らせします。

★路線バス、循環バスのご利用も可能です。

くわしくはホテルのホームページをご覧ください。

★JR 長野駅善光寺口から徒歩で約20分

★長野 IC から車で約30分

ホテル駐車場は無料(台数に限りがあります。)

旅行業約款（手配旅行契約）

一般社団法人 日本旅行業協会保証社員

社名 アルピコ長野トラベル株式会社

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第二条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づき旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（手配債務の終了）

第三条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

（手配代行者）

第四条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第二章 契約の成立

（契約の申込み）

第五条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

第六条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

一 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

二 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

三 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五 その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第七条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約成立の特則）

第八条 当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（乗車券及び宿泊券等の特則）

第九条 当社は、第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約書面）

第十条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十一条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限り）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第三章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第十二条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行者による任意解除）

第十三条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（旅行者の責に帰すべき事由による解除）

第十四条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

一 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

二 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

三 旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第十五条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第四章 旅行代金

(旅行代金)

第十六条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第三章又は第四章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第一項第二号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

(旅行代金の精算)

第十七条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。

2 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。

3 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第五章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第十八条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第十九条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則)

第二十条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

(構成者の変更)

第二十一条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

(添乗サービス)

第二十二条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。

3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとします。

4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第六章 責任

(当社の責任)

第二十三条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては十四日以内に、海外旅行にあつては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(旅行者の責任)

第二十四条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第七章 弁済業務保証金

(弁済業務保証金)

第二十五条 当社は、一般社団法人日本旅行業協会(東京都千代田区霞が関三丁目3番3号)の保証社員になっております。

2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7000万円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第四十九条第一項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託していません。

(苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申出をすることができます。

記

名称	一般社団法人 日本旅行業協会
所在地	東京都千代田区霞が関三丁目3番3号
電話	(03)3592-1266

2020年4月1日施行